



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年11月25日火曜日 第2019号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定 1214
 指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更 1214
 指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称の変更 1214
 指定障害福祉サービス事業の廃止 1215
 保安林予定森林にする旨の通知 1215

保安林予定森林 1216
 土地改良区役員就退任の届出 1216

公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表 1217

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件） 1217

告 示

○愛媛県告示第1641号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
 平成20年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 日 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3820101321	医療法人佑心會	松山市福角町甲1582番地	細田能希	共同生活介護	いこいの家	松山市堀江町甲1906番地3	平成20年11月1日
3820101321	医療法人佑心會	松山市福角町甲1582番地	細田能希	共同生活援助	いこいの家	松山市堀江町甲1906番地3	平成20年11月1日
3810101059	特定非営利活動法人アイコン	松山市東垣生町987-4	西尾敏弘	就労継続支援B型	つばさワークス	松山市祝谷東町291	平成20年11月1日

○愛媛県告示第1642号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
 平成20年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 年 月 日 出
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810100648	社団法人松山市シルバー人材センター	松山市若草町8-3	麻生俊介	居宅介護	松山シルバー中島居宅介護事業所	松山市中島大浦4764	松山市小浜甲558番地	平成20年9月17日
3810100648	社団法人松山市シルバー人材センター	松山市若草町8-3	麻生俊介	重度訪問介護	松山シルバー中島居宅介護事業所	松山市中島大浦4764	松山市小浜甲558番地	平成20年9月17日

○愛媛県告示第1643号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。
 平成20年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		届 年 月 日 出	
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称			
					変 更 前	変 更 後		
3810300255	NPO法人結の会	宇和島市三間町増田20番地	稲田司	就労継続支援B型	障害者労働センター・結	ゆいの里三間	宇和島市三間町増田20番地	平成20年9月1日

○愛媛県告示第1644号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年11月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500102	社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町2丁目8番12号	太 田 恵理子	自立訓練（生活訓練）	生活訓練事業所あゆみ苑	新居浜市西の土居町2-8-12	平成20年9月30日

○愛媛県告示第1645号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
大洲市河辺町三嶋3227、3235
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
河辺町三嶋3235（次の図に示す部分に限る。）、3227
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
大洲市手成甲171の1、乙88の1、乙88の2、乙133、乙137
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
手成甲171の1・乙88の1・乙88の2・乙133（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町寺村3008から3022まで、3023の1、3026、3048から3054まで
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

寺村3008・3009・3011・3014から3018まで・3050から3053まで（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町北表甲1824、甲1825、甲1829、甲1831、甲1839、甲1844、乙854から乙857まで、乙859、乙860、乙865の1、乙865の2、乙866の1から乙866の3まで、乙867

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北表甲1824・甲1831・甲1844・乙857（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市春賀乙198

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 6(1) 保安林予定森林の所在場所
大洲市長浜町穂積甲 393、甲 537、甲 538、甲 540、甲 543、甲 544 の 1、甲1232、乙 373 の 1、乙 413、乙 414 の 1、乙 414 の 4、乙 414 の 5、乙 418
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア) 主伐は、択伐による。
イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 7(1) 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町本川2933、2935、2936の 1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア) 主伐は、択伐による。
イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1646号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年11月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
東温市明河字塩嶽甲 757、甲 764、甲 845、甲 849、甲 850
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字塩嶽甲 757・甲 764・甲 845・甲 849・甲 850(以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)
イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市津和地4707の 1、4708の 1、4709の 1、4710の 1、4711の 1、4712の 1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア) 主伐は、択伐による。
イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
宇和島市津島町岩松甲1256
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア) 主伐は、択伐による。
イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1647号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年11月25日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 信 雄	西条市禎瑞68番地
"	福 田 達 彦	西条市禎瑞175番地
"	石 川 安 政	西条市禎瑞321番地
"	岩 本 秀 則	西条市禎瑞311番地
"	平 井 清 美	西条市禎瑞330番地
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576番地
"	矢 野 憲 次	西条市古川乙55番地 2
"	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	安 藤 一 仁	西条市禎瑞605番地 2
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670番地
"	白 石 充	西条市禎瑞929番地

"	岡本省三	西条市氷見丙64番地 2
"	越智易孝	西条市樋之口109番地
"	高橋豊重	西条市朔日市615番地
監事	伊藤康	西条市氷見丙65番地 8
"	黒川治	西条市禎瑞616番地
"	井上一夫	西条市禎瑞686番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	福田信雄	西条市禎瑞68番地
"	福田達彦	西条市禎瑞175番地
"	石川安政	西条市禎瑞321番地
"	岩本秀則	西条市禎瑞311番地
"	平井清美	西条市禎瑞330番地
"	福田豊幸	西条市禎瑞576番地
"	矢野憲次	西条市古川乙55番地 2
"	伊東章	西条市禎瑞618番地
"	安藤一仁	西条市禎瑞605番地 2
"	高橋昇	西条市禎瑞676番地
"	宮武益男	西条市禎瑞670番地
"	白石充	西条市禎瑞929番地
"	岡本省三	西条市氷見丙64番地 2
"	越智易孝	西条市樋之口109番地
"	高橋豊重	西条市朔日市615番地
監事	伊藤康	西条市氷見丙65番地 8
"	黒川治	西条市禎瑞616番地
"	井上一夫	西条市禎瑞686番地

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

平成20年11月14日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成20年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

受験番号	受験番号	受験番号
1	2	3

監 査 公 表

○公表第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年11月25日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

監査対象機関	監査年月日
財 政 課	平成20年10月24日
<p>（監査の結果）</p> <p>職員（2名）の超過勤務手当について、実績給与通知書の記載誤りにより、計19,622円（平成19年12月及び20年3月分）が過支給となっていた。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>職員（2名）の超過勤務手当の過支給額については、返納処理を行い、平成20年9月29日に全額返納処理が完了した。</p> <p>今後は、再発防止のため、超過勤務時間の集計及び実績給与通知書の記載内容の確認については、複数の職員で行い、また、毎月の確認を、より徹底することとした。</p>	

○公表第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年11月25日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

監査対象機関	監査年月日			
子ども療育センター	平成20年5月14日			
<p>（監査の結果）</p> <p>子ども療育センター利用料金については、納期限内の収入確保に一層努められたい。</p>				
区分	収入未済額（円）			備 考
	現年分	滞納繰越分	計	
19年度	1,456,141	184,503	1,640,644	平成19年12月31日現在（対前年同月比）
18年度	482,678	0	482,678	
差引増減	973,463	184,503	1,157,966	

（措置の内容）

子ども療育センター利用料金については、保護者等に対して、施設サービス利用の際に利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話催告を実施するとともに、個別滞納表の作成により未納者の状況を把握し、保護者等の来所機会（夜間・休日を含む）をとらえるなど重点的な納入催告に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区分	収入未済額（円）		
	平成19年12月31日現在	20年度への繰越額（19年度未現在）	平成20年9月30日現在
19年度分	1,456,141	1,464,765	1,126,865
滞納繰越分	184,503	184,503	118,473
計 ①	1,640,644	1,649,268	1,245,338

20年度分②	-	-	772,836
合計(①+②)	1,640,644	1,649,268	2,018,174